

別表（第7条関係）

事業名	補助事業者	補助対象事業	補助対象経費	補助率・補助額
空き店舗対策事業	空き店舗を活用して小売業、飲食業又はサービス業を行う出店者又は商工団体 等	商店街等の空き店舗を活用して行う商店街等のにぎわい創出に資する事業	<p>店舗改装費</p> <p>ア 内外装整備は、必要最小限度のものとし、店舗構造の変更、華美な装飾等は、補助対象外とする。</p> <p>（建築確認が必要となる大規模修繕費並びに建物の構造及び床面積の変更に伴う工事に要する経費は、対象外とする。）</p> <p>イ 設備及び備品は原則として補助対象外とするが、改装に密着で不可欠なものは補助対象とする。</p> <p>ウ 空調設備、音響設備、厨房機器及び厨房内設備は、補助対象外とする。</p> <p>※消費税は、補助対象外とする。</p>	<p>【補助率】 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>【補助限度額】 上限額 100 万円 下限額 10万円</p>

(注1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。